

電子公告は来年 2 月施行

制度調査部
横山 淳

【要約】

- 2004 年 12 月 3 日、電子公告制度の施行日を定める政令が公布され、来年 2 月 1 日から電子公告制度が施行されることが決まった。
- 電子公告制度とは、調査機関によるチェックなどを条件に、公告をインターネットの自社ホームページで行うことを認める制度である。

- 2004 年 12 月 3 日、電子公告制度を創設する改正商法の施行日を定める政令（「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（政令第 384 号）、官報号外第 265 号に掲載）が公布された。
- その結果、電子公告制度の施行日が **2005 年 2 月 1 日** に決まった。
- 創設される電子公告制度の概要は次のようになっている。

電子公告の方法	法務省令の定めるところにより、不特定多数のものが情報の提供を受けることができる状態におく（インターネット上の公告ホームページに掲載する）。 一定期間（注 1）継続して情報を掲載する。 調査機関によるチェックを受ける（注 2）。
電子公告の導入手続	電子公告を公告方法とする旨の定款変更 必要事項の登記（注 3）
電子公告の中断	電子公告の中断があっても、次の条件を充たせば、公告は有効。 ・ 会社が善意・無重過失（又は正当な理由がある） ・ 中断時間の合計が公告すべき期間の 1/10 以下 ・ 所要事項をその公告に付して公告
施行日	2005 年 2 月 1 日

（注 1）具体的な期間は公告事項によって異なる（拙稿「電子公告の商法改正法案」参照）。

（注 2）貸借対照表等の公告（決算公告）については、調査機関によるチェックは不要。

（注 3）具体的には URL（アドレス）の登記が求められる予定である。

- 詳細については、下記のレポートを参照されたい。

「電子公告の商法改正法案」（2004 年 3 月 9 日、横山 淳）

「電子公告の調査機関」（2004 年 3 月 16 日、横山 淳）

「債権者保護手続簡素化の商法改正法案」（2004 年 3 月 30 日、横山 淳）

「電子公告の省令案」（2004 年 9 月 27 日、横山 淳）